

【市長定例記者会見資料】  
 令和6年6月20日  
 市民生活部  
 環境政策課（担当：古家）  
 直通：079-559-5080 内線：2835

**この夏の熱中症予防対策について【対策①】**  
**熱中症特別警戒アラートがスタート！メールの登録を！**

令和6年4月1日に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」の全面施行がなされました。これにより、現行の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ、より深刻な健康被害が発生しうる「熱中症特別警戒情報」（特別警戒アラート）が発令されたときには住民などに伝達することとなりました。

**1. 熱中症特別警戒アラート等のメール配信サービス**

環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートについて、メール配信サービスに登録することで情報を受け取ることができます。

メールについて  
 市ホームページ上に  
 登録のリンクを掲載



**2. 熱中症特別警戒アラートとは**

従来の「熱中症警戒アラート」を超え、さらに、過去に例のない危険な暑さや、熱中症による重大な被害が生じるおそれがある場合に、一段階上の「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

R6のアラートの運用期間 令和6年4月24日(水)～10月23日(水)

**広域で過去に例のない暑さ**

都道府県ごとに、全観測地点で「暑さ指数」35以上になることが予測された時に発表

発表のタイミング・・・前日の午後2時ごろ

暑さ指数	警戒レベル
35以上	熱中症特別警戒アラート
33以上	熱中症警戒アラート
31以上	危険
28以上	嚴重警戒
25以上	警戒
21以上	注意

**熱中症特別警戒アラートが発表されたら…**

(1)この情報は危険な暑さが予測される日の前日に発表されます。市役所から公共施設に通知する他、「さんだ防災・防犯メール」でも周知します。環境省からも登録されたメールアドレスに情報がメール配信されます。「エアコンを適切に利用する」「外出を控える」などの対策をお願いします。

(2)管理者や責任者などがいる場所やイベントなどについて、適切な熱中症対策が取れていることを確認してください。適切な熱中症対策が取れない場合は、中止・延期の検討をお願いします。

【問い合わせ】 三田市 市民生活部 環境政策課  
 電話：079-559-5080  
 FAX：079-562-3555  
 Eメール：kankyo\_u@city.sanda.lg.jp